

平成27年度「東京都環境影響評価審議会」第6回総会 議事録

■日時 平成27年10月29日（木）午前10時00分～午後0時12分

■場所 都庁第二本庁舎10階 207・208会議室

■出席委員

片谷会長、町田第一部会長、平手第二部会長、池邊委員、池本委員、木村委員、小堀委員、齋藤委員、坂本委員、佐々木委員、杉田委員、谷川委員、寺島委員、野部委員、森川委員

■議事内容

1 答申

(1) 「(仮称) 東京港臨港道路南北線建設計画」環境影響評価書案

⇒ 評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められること並びに大気汚染、騒音・振動、水質汚濁、生物・生態系、自然との触れ合い活動の場及び廃棄物に係る指摘事項について留意するよう努めるべきことを付した答申文を、全会一致で知事へ答申。

(2) 「(仮称) 東京港臨港道路中防内5号線、中防外5号線及び中防外3号線道路建設計画」環境影響評価書案

⇒ 評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められること並びに大気汚染、騒音・振動、水質汚濁及び生物・生態系に係る指摘事項について留意するよう努めるべきことを付した答申文を、全会一致で知事へ答申。

2 諮問

(1) 「江東区有明北3-1地区開発計画」環境影響評価書案

⇒ 会長の指名により、第一部会へ付託。

(2) 「(仮称) 大手町地区D-1街区計画」環境影響評価書案

⇒ 会長の指名により、第二部会へ付託。

3 受理関係

⇒ 別紙受理報告一覧の事業について審議会へ報告。

受 理 報 告

区 分	対 象 事 業 名 称	受 理 年 月 日
1 環境影響評価調査計画書	・(仮称)南町田計画	平成27年9月8日
2 環境影響評価書案	・(仮称)大手町地区D-1街区計画	平成27年9月11日
	・江東区有明北3-1地区開発計画	平成27年9月30日
3 環境影響評価書	・都営村山団地(後期)建替事業	平成27年9月18日
	・産業廃棄物(埋設廃棄物等)処理施設建設事業	平成27年10月5日
4 事後調査報告書	・菱光石灰工業株式会社八王子碎石工場(第一工場・第二工場)採掘区域拡張事業(工事の施行中その5)	平成27年10月16日
5 着 工 届 (事後調査計画書)	・大手町一丁目2地区開発事業	平成27年9月18日

平成27年度「東京都環境影響評価審議会」第6回総会

速 記 録

平成27年10月29日（木）

都庁第二本庁舎10階 207・208会議室

(午前10時00分開会)

○佐藤アセスメント担当課長 それでは、定刻となりましたので、始めさせていただきますと思います。

本日はお忙しい中、御出席をいただき、ありがとうございます。

事務局から御報告申し上げます。

現在、委員21名のうち、15名の御出席をいただいております、定足数を満たしております。

それでは、平成27年度第6回総会の開催をお願いいたします。

本日は傍聴の申し出がございますので、よろしくをお願いいたします。

○片谷審議会会長 皆様、御多忙の中、御出席くださりましてありがとうございます。

会議を始めます前に、本日傍聴を希望する方がお見えになっているということでございますので、「東京都環境影響評価審議会の運営に関する要綱」第6条第3項の規定によりまして、会場の都合から、傍聴人の数を30名程度とさせていただくことにいたします。

では、傍聴の皆様を御案内してください。

(傍聴者入室)

○片谷審議会会長 傍聴の皆様方、朝早くからお疲れさまでございます。進行に御協力のほど、よろしくお願いいたします。

なお、傍聴の皆様方におかれましては、傍聴を希望される案件の審議が終了した時点で、途中で退室されても結構でございますので、よろしくお願いいたします。

では、ただいまから平成27年度東京都環境影響評価審議会第6回総会を開催いたします。

本日の会議の予定でございますけれども、次第でございますように、答申2件に係る審議を最初に行います。その後、諮問2件と受理報告を受けるという順序となっておりますので、その順序に従って進めさせていただきます。

まず、答申1件目でございます。「(仮称)東京港臨港道路南北線建設計画」環境影響評価書案の答申に係る審議を行います。

この案件につきましては、第二部会に審議していただきましたので、まずその結果につきまして、平手第二部会長から御報告をしていただくことにいたします。

よろしくお願いいたします。

○平手第二部会長 それでは、資料1をご覧ください。初めに、部会で取りまとめました答申案文を事務局から朗読してください。

○佐藤アセスメント担当課長 それでは、本日の資料1ページの資料1を読み上げさせていた

できます。

平成27年10月29日

東京都環境影響評価審議会

会 長 片 谷 教 孝 殿

東京都環境影響評価審議会

第二部会長 平 手 小太郎

「（仮称）東京港臨港道路南北線建設計画」環境影響評価書案について

このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。

別紙につきまして、2ページをご覧ください。

「（仮称）東京港臨港道路南北線建設計画」に係る環境影響評価書案について

第1 審議経過

本審議会では、平成27年5月28日に「（仮称）東京港臨港道路南北線建設計画」環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）について諮問されて以降、部会における審議を重ね、都民及び関係地域区長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

付表は5ページにあるとおりでございます。

第2 審議結果

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、次に指摘する事項について留意するとともに、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるべきである。

【大気汚染、騒音・振動共通】

工事の完了後における予測の対象時点を平成32年度としているが、「東京港第8次改訂港湾計画」では、平成30年代後半を目標年次としていることから、工事の完了後における予測の対象時点を平成30年代後半を追加すること。

また、将来交通量は、大気汚染及び騒音・振動の予測の基礎となることから、その推計について現況の交通量を勘案し、より詳細に記述すること。

【大気汚染】

- 1 工事の施行中及び工事の完了後の予測において、車種別排出係数などの予測条件等を設定した根拠が不明確なものもあることから、これらを選択した理由について、その特徴を示すなどして明らかにすること。
- 2 工事の施行中及び工事の完了後の評価において、最大着地濃度地点では、本事業による寄与率が高いことから、環境保全のための措置を徹底するとともに、より一層の環境保全のための措置についても検討すること。

【騒音・振動】

工事用車両の走行に伴う道路交通騒音について、騒音レベルの増加分はわずかであるため影響は小さいとしているが、計画地周辺の道路交通騒音は現状でも環境基準を超えている地点がある。また、工事完了後の自動車の走行に伴う道路交通騒音についても、計画道路及びその周辺は、「環境基本法」における環境基準は適用されないが、評価の指標を超えていることから、より一層の環境保全のための措置を検討し、道路交通騒音による環境負荷の低減に努めること。

【水質汚濁】

工事の施行中における濁り（SS）の予測は、グラブ浚渫船のSS発生原単位や汚濁防止膜等によるSS除去率など、前提条件による予測の不確実性が想定される。このことから、事後調査を確実かつ適切に行い、その結果によっては、必要に応じて新たな汚濁防止対策をとること。

【生物・生態系】

鳥類及び水生生物への影響を最小限にとどめるため、低騒音型建設機械の採用や汚濁防止膜の使用などの環境保全のための措置を講じているが、現地調査では、注目される種が確認されており、大規模な浚渫工事も予定されている。このことから、事後調査において、事業の実施に伴う影響を調査し、必要に応じて更なる環境保全のための措置を検討すること。

【自然との触れ合い活動の場】

計画道路周辺には、公園やレクリエーション施設等が多数存在することから、工事の施行に当たっては、これら公園等を利用する人々の安全確保はもとより、利用への影響を及ぼすことのないよう環境保全のための措置を徹底すること。

【廃棄物】

建設廃棄物及び建設発生土について再資源化等を図るとしているが、それらの再資源化率等について具体的に示されていないことから、「東京都建設リサイクル推進計画」における目標値を踏まえ再資源化率等を設定すること。

以上です。

○平手第二部会長 それでは、審議の経過について報告させていただきます。

本評価書案は、平成27年5月28日に当審議会に諮問され、第二部会に付託されました。

それ以降、現地調査及び部会における4回の審議を行い、ただいま朗読いたしましたような答申案文として取りまとめることといたしました。

この間、本評価書案に対しまして、都民から3件の意見書の提出がありました。また、関係区長である港区長、江東区長及び大田区長から意見が提出されております。この意見に対しましては、見解書におきまして事業者の見解が示されております。

また、都民の意見を聴く会では、3名の方から公述がございました。

本件の審議に当たりましては、これらの内容を踏まえつつ審議いたしました結果、本評価書案における現況調査、予測及び評価は、おおむね東京都環境影響評価技術指針に従って行われたものであると認められますが、環境影響評価書の作成に当たりましては、関係住民等が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、ここに指摘する事項に留意するよう求めることといたしました。

次に、指摘の内容について御説明いたします。

本事業は、10号その2埋立地（江東区有明4丁目）を起点とし、中央防波堤内側埋立地を終点とする延長約2.5kmの区間において、往復4車線の道路を整備するものであり、対象事業の種類は「道路の新設」となっております。

次に、答申案の内容について御説明いたします。

まず、【大気汚染、騒音・振動共通】の意見ですが、工事の完了後における予測対象時点を追加すること、また将来交通量について、予測の基礎となることから、現況の交通量を勘案して、より詳細に記述することを求めるものでございます。

次に、【大気汚染】の意見ですが、工事の施行中及び工事の完了後の予測において、車種別排出係数などの予測条件等を設定した根拠が不明確なものもあることから、これらを選択した理由について明らかにするよう求めるものなど2件でございます。

次に、【騒音・振動】の意見ですが、工事用車両の走行に伴う道路交通騒音について、計画地周辺の道路交通騒音は現状でも環境基準を超えている地点があります。また、工事完了

後の自動車の走行に伴う道路交通騒音についても、評価の指標を超えています。このことから、より一層の環境保全措置を検討し、道路交通騒音による環境負荷の低減に努めるよう求めるものでございます。

次に、【水質汚濁】の意見ですが、工事の施行中の予測において、グラブ浚渫船のSS発生原単位など、前提条件に不確実性が想定されることから、事後調査を適切に行い、その結果によっては、必要に応じて新たな汚濁防止対策をとるよう求めるものでございます

次に、【生物・生態系】の意見ですが、現地調査では注目される種が確認されており、また、大規模な浚渫工事も予定されていることから、事後調査において、事業の実施に伴う影響を調査し、必要に応じてさらなる環境保全措置を検討するよう求めるものでございます。

次に、【自然との触れ合い活動の場】の意見ですが、計画道路周辺には公園等が多数存在することから、工事の施行に当たっては、これら公園等を利用する人々の安全確保はもとより、利用への影響を及ぼすことのないよう環境保全措置を徹底するよう求めるものでございます。

最後に、【廃棄物】の意見ですが、建設廃棄物及び建設発生土について、再資源化等を図るとしてはありますが、それらの再資源化率等について具体的に示されていないことから、再資源化率等を設定するよう求めるものでございます。

以上で私からの報告を終わります。

○片谷審議会会長 ありがとうございます。

では、ただいま報告をいただきました内容につきまして、何か御意見や御質問等がございましたら承ります。いかがでしょうか。

特に、これは第二部会で審議していただきましたので、第一部会に所属されている委員の皆様方は、今まで御意見をいただく機会がございましたけれども、何かありましたら承ります。

あるいは、第二部会御所属の委員の方でも、追加の御発言がありましたら承りますので、遠慮なく御発言ください。

よろしいでしょうか。

特に御発言がないようでございますけれども、ちょっと私からコメントをさせていただきます。

もう一つの案件も共通するところがあるのですが、この案件につきましては、余り住宅のない地域ではあるわけですが、やはり環境影響としては決して無視できない、そこに

住んでいる人がいなくても勤務している人もいるわけで、その環境影響を減らすことに関して、決して軽視できない場所であるという認識は重要だと思っております、こういう意見がたくさん出ているというのは、そういうことが反映されているものだと思います。

もともと埋立地ですから、自然も余り重要でないという見方もされがちなのですが、既にかなり生物が生息している状況が、埋め立てられてから時間がたつ間にできてきておりますから、自然に関する、生物・生態系に関する保全の重要性も生じてきているということがありますので、もちろん意見を出されている都民の方はそういう認識をお持ちなのですが、都民全般に、こういう埋立地の案件というのが、環境保全上重要性がかなり高いのだということができるだけ伝わるような広報などもしていただくとありがたいかなと思っております。

私の雑感的なコメントでございます。

いかがでしょうか。

特段が御発言がほかにないようございまして、この報告によりまして審議会の答申とさせていただきますと思います。よろしゅうございますか。

(「異議なし」と声あり)

○片谷審議会会長 では、御異議がないということでございますので、今、報告いただいたとおりで答申をさせていただくことにいたします。

では、答申書の「かがみ」を事務局から配付してください。

(「かがみ」を配付)

○片谷審議会会長 では、答申書を読み上げていただけますでしょうか。

○佐藤アセスメント担当課長 それでは、読み上げさせていただきます。

27東環審第20号

平成27年10月29日

東京都知事

舛添 要一 殿

東京都環境影響評価審議会

会長 片谷 教孝

「（仮称）東京港臨港道路南北線建設計画」環境影響評価書案について（答申）

平成27年5月28日付27環総政第209号（諮問第442号）で諮問があったこのことについて、当審議会の意見は別紙のとおりです。

別紙につきましては、先ほど読み上げたとおりです。

以上です。

○片谷審議会会長 ありがとうございます。

では、ただいま事務局に朗読していただきましたとおり、知事に答申することにさせていただきます。

では、2件目でございます。「（仮称）東京港臨港道路中防内5号線、中防外5号線及び中防外3号線道路建設計画」環境影響評価書案の答申に係る審議を行います。この案件につきましても、第二部会で審議していただきましたので、まずその審議結果を平手第二部会長から報告していただくことにいたします。

では、お願いいたします。

○平手第二部会長 それでは、資料2、6ページをご覧ください。

初めに部会で取りまとめました答申案文を事務局から朗読してください。

○佐藤アセスメント担当課長 それでは、本日の資料2を読み上げさせていただきます。

平成27年10月29日

東京都環境影響評価審議会

会 長 片 谷 教 孝 殿

東京都環境影響評価審議会

第二部会長 平 手 小 太 郎

「（仮称）東京港臨港道路中防内5号線、中防外5号線及び中防外3号線道路建設計画」環境影響評価書案について

このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。

別紙は7ページをご覧ください。

「（仮称）東京港臨港道路中防内5号線、中防外5号線及び中防外3号線道路建設計画」に係

る環境影響評価書案について

第1 審議経過

本審議会では、平成27年5月28日に「（仮称）東京港臨港道路中防内5号線、中防外5号線及び中防外3号線道路建設計画」環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）について諮問されて以降、部会における審議を重ね、都民及び関係地域区長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

付表は9ページのとおりです。

第2 審議結果

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、次に指摘する事項について留意するとともに、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるべきである。

【大気汚染、騒音・振動共通】

工事の完了後における予測の対象時点を平成37年度としているが、供用が開始される平成32年度についても予測すること。

また、将来交通量は、大気汚染及び騒音・振動の予測の基礎となることから、その推計について現況の交通量を勘案し、より詳細に記述すること。

【大気汚染】

- 1 工事の施行中及び工事の完了後の予測において、車種別排出係数などの予測条件等を設定した根拠が不明確なものもあることから、これらを選択した理由について、その特徴を示すなどして明らかにすること。
- 2 工事の施行中及び工事の完了後の評価において、最大着地濃度地点では、本事業による寄与率が高いことから、環境保全のための措置を徹底するとともに、より一層の環境保全のための措置についても検討すること。

【騒音・振動】

- 1 建設機械の稼働に伴う騒音について、計画道路及びその周辺は、「環境確保条例」における勧告基準は適用されないが、評価の指標を大幅に超えていることから、より一層の環境保全のための措置を検討し、建設作業騒音による環境負荷の低減に努めること。
- 2 工事用車両の走行に伴う道路交通騒音について、騒音レベルの増加分はわずかであるため

影響は小さいとしているが、計画地周辺の道路交通騒音は現状でも環境基準を超えている地点がある。また、工事完了後の自動車の走行に伴う道路交通騒音についても、計画道路及びその周辺は、「環境基本法」における環境基準は適用されないが、評価の指標を超えていることから、より一層の環境保全のための措置を検討し、道路交通騒音による環境負荷の低減に努めること。

【水質汚濁】

工事の施行中における解析解による濁り（SS）の予測は、グラブ浚渫船のSS発生原単位や汚濁防止膜等によるSS除去率など、前提条件による予測の不確実性が想定される。このことから、事後調査を確実かつ適切に行い、その結果によっては、必要に応じて新たな汚濁防止対策をとること。

【生物・生態系】

鳥類及び水生生物への影響を最小限にとどめるため、低騒音型の工事用機械の採用や汚濁防止膜の使用などの環境保全のための措置を講じるとしているが、現地調査では、注目される種が確認されている。このことから、事後調査において、事業の実施に伴う影響を調査し、必要に応じて更なる環境保全のための措置を検討すること。

以上です。

○平手第二部会長 それでは、審議の経過について、報告させていただきます。

本評価書案は、平成27年5月28日に当審議会に諮問され、第二部会に付託されました。

それ以降、現地調査及び部会における4回の審議を行い、ただいま朗読いたしましたような答申案文として取りまとめることといたしました。

この間、本評価書案に対しまして、都民から2件の意見書の提出がありました。

また、関係区長である港区長、江東区長及び大田区長から意見が提出されております。

この意見に対しましては、見解書におきまして事業者の見解が示されております。

また、都民の意見を聴く会では、1名の方から公述がございました。

本件の審議に当たりましては、これらの内容を踏まえつつ審議いたしました結果、本評価書案における現行調査、予測及び評価はおおむね東京都環境影響評価技術指針に従って行われたものであると認められますが、環境影響評価書の作成に当たりましては、関係住民等が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、ここに指摘する事項に留意するよう求めることといたしました。

次に、指摘の内容について御説明いたします。

本事業は、中央防波堤内側埋立地を起点とし、中央防波堤外側埋立地を終点とする延長約1.6kmの区間において、往復4車線の道路を整備するものであり、対象事業の種類は「道路の新設」となっております。

次に、答申案の内容について御説明いたします。

まず、【大気汚染、騒音・振動共通】の意見ですが、工事の完了後における予測対象時点を追加すること、また、将来交通量について、予測の基礎となることから、現況の交通量を勘案して、より詳細に記述することを求めるものでございます。

次に、【大気汚染】の意見ですが、工事の施行中及び工事の完了後の予測において、車種別排出係数などの予測条件等を設定した根拠が不明確なものもあることから、これらを選択した理由について、明らかにするよう求めるものなど2件でございます。

次に、【騒音・振動】の意見ですが、建設機械の稼働に伴う騒音について、計画道路及びその周辺は、評価の指標を大幅に超えていることから、より一層の環境保全措置を検討し、建設作業騒音による環境負荷の低減に努めるよう求めるものなど2件でございます。

次に、【水質汚濁】の意見ですが、工事の施行中の予測において、グラブ浚渫船のSS発生原単位など、前提条件に不確実性が想定されることから、事後調査を適切に行い、その結果によっては、必要に応じて新たな汚濁防止対策をとるよう求めるものでございます。

最後に、【生物・生態系】の意見ですが、現地調査では、注目される種が確認されていることから、事後調査において、事業の実施に伴う影響を調査し、必要に応じて更なる環境保全措置を検討するよう求めるものでございます。

以上で、私からの御報告を終わります。

○片谷審議会会長 ありがとうございます。

では、ただいま報告いただきました内容につきまして、委員の皆様から御意見や御質問を承ります。

谷川委員、どうぞ。

○谷川委員 廃棄物のほうなのですけれども、301ページに建設発生土の関係がありまして、先ほどの前の答申のところでも再資源化率が書いていなくて、こちらのほうには再資源化率と書いてありまして、99%とすると記載されているのですけれども、ただしこの現場は廃棄物が大部分だと思います。あと、もともと路盤材等で計画的に埋め立てたとしても、周辺から浸出水が入ってきている可能性があると思いますので、適正処理量がかなり増えると思います。

ですから、目標ということであれば99%で結構なのではけれども、現実には相当乖離があると思われるので、そのあたり十分に事業者の方については、安易に再資源化することではなくて、上のほうに書いてあるとおり、きちっと状況を把握した上でやっていただきたい。そのためにも、この99%というのはかなり高いハードルをみずからここに掲げ過ぎかなというの、このところでの記述としては懸念される。

こちらのほうはコメントとして事業者の方にお伝えいただければと思っております。

○片谷審議会会長 今の件につきまして、池本委員は何か御発言がありますか。

○池本委員 谷川先生のおっしゃるとおりだと思っております。あと、建設発生土の定義をどこまで絞っていくかということだと思っておりますけれども、処理・処分するものと再資源化するものを明確にその前の段階で分けていただければと思います。

○片谷審議会会長 事務局、いかがでしょうか。

○佐藤アセスメント担当課長 こちらの計画地ですが、谷川委員から御指摘ありましたように、廃棄物が埋まっている部分が結構あります。その土壌の取り扱いについてなのですが、担当セクション、東京都環境局の環境改善部と資源循環推進部のほうと事業者は調整しているのですが、基本的に廃棄物が埋まっている土壌、上のサンドイッチになっている土壌については、土壌として扱わずに廃棄物として扱う。ここで言っております建設発生土については、廃棄物の影響のないものについて建設発生土にするということで、関係セクションとの話がついております。

ですので、ここで言っております99%という値は、廃棄物として取り扱わない建設発生土の部分についてということで、一般の工事と同じような建設発生土の扱いになってございます。ですので、それにつきまして99%を目指すというものでございます。

○片谷審議会会長 谷川委員、どうぞ。

○谷川委員 そうしますと、その廃棄物と認められたものの取り扱いというのは、こちらのほうには記載はされていないような気がするのですが、そのあたりをお伺いできますでしょうか。

○佐藤アセスメント担当課長 具体的にどのような形で処理するかについては、まだ担当セクションと調整中ということで、具体的にこの中に記載されておられません。

○片谷審議会会長 今の件は、評価書には記載されるのですか。

○佐藤アセスメント担当課長 タイミング的に、どの段階で処理方法が決まるかによります。この評価書案が作成されているのが3月なのですが、8月の段階でまだ調整中という

ことで、現在も調整しているということですので、この評価書が出てくるのが多分年明けくらいになりますので、そのころには明確に固まっていれば記載が可能かと思っております。

○片谷審議会会長 やはりこういうアセス図書というのは、官公庁の中でのやりとりのための図書ではなくて、住民の皆さんに理解していただき、安心していただくための図書ですから、できるだけそこに記載されるほうが望ましいと思っておりますので、できる限り評価書に間に合わせるように努力していただくように、関係部署に依頼をしていただくようお願いいたします。

では、ほかの御質問や御意見を承ります。

小堀委員、どうぞ。

○小堀委員 答申の段階なのであれなのですが、第一部会で機会がなかったので、ちょっと確認をさせていただきたいのですが、資料の8ページの水質汚濁と生物・生態系、それぞれ評価書案を見てもばらばらに書かれていて、生物のほうはこの汚濁防止膜、これはSSの除去率など前提となる資料が明確でないので不確定とありますが、私がちょっと気になるのは、この汚濁防止膜で外に出ていかない部分については生物に対しての配慮があると考えていますが、この汚濁防止膜の中にある生物、例えば底生生物、それから動物植物プランクトンは浮遊性の生物で、これは上のほうにいます。ですから、生物に対してどれぐらいの範囲で膜をつくり囲われるのか。また、底生生物は移動することができませんので、そういうことの配慮はどうなっているのか。

基本的にはそれぞれの項目別になって、またがるようなことの記述が少ないのですよね。そんなことで、特に今回の場合は水質汚濁のSSのこと、それから膜さえつくればいいというのではない問題もあるのではないかなと思って、そこら辺がどう取り扱うのがよろしいのかなと思ってしますので、事務局の御意見を伺わせていただければと思います。

○片谷審議会会長 では、先にまず事務局からお願いします。

○佐藤アセスメント担当課長 こちらの中防内5号線の評価書の中には、確かに汚濁防止膜をどのような形で設置するかというのはちょっと例が入っていません。

水色の南北線の評価書案の38ページをご覧ください。こちらが浚渫工事のイメージですが、こちらは南北線と工事のタイプが違うのですが、基本的にはこのグラブで土を盛る部分の近くに、この下のほうに出ています線が汚濁防止膜ですので、グラブの周りについて基本的には汚濁防止膜をつくる、それを支えるために上のほうに汚濁防止枠をつくるというのが工事のイメージになっております。

確かに、この汚濁防止膜の内側の底質につきましては、当然グラブで掘り返しますので、底生生物に対する影響はあると思います。一応今回の水質のところでは、底質等について調査を行っているのですが、東京湾のこの地区につきましては溶存酸素量とかが相当低いということで、それほど生物に適した状況ではないということで、底生生物についてもそれほど豊かな状況ではありませんので、影響はありますが、それほど大きな影響ではないと考えております。

○片谷審議会会長 関連する委員の御意見も伺いましょうか。

佐々木委員、何か御意見ありますか。

○佐々木委員 この辺はアセスの難しいところで、今回、この水色のほうはSS、20ppmということで、この外には影響を及ぼさず、先ほどの38ページだけでなく、39ページの砕石についても上から落とすのではなくて、できるだけ影響がないようにする。小堀委員のおっしゃるとおり、膜の内に当然影響はあるかとは思いますが、工事をすることに伴って発生するものをできるだけ最小限に抑えるということ以上のことはできないのかなと思って、このような評価にさせていただいているところです。

○片谷審議会会長 では、池邊委員、何か御意見がありましたらお願いいたします。

では、先に小堀委員。

○小堀委員 そういふことであると思うのですが、私はいつも環境アセスで、これもそうなのですが、結局どういう生物がいたのか、絶滅危惧種がいたのか、そういう記述に終始しているのですね。それで生態系のアセスというので、生き物だけでなく生態系の評価をするというのが取り入れられたのですが、本当の意味の生態系評価が十分にされていないというのが、日ごろからの私の懸念するところなのです。

こういう今の問題は、スケールは小さいと思いますが、関連性のある事項を生態系の視点から言うと、いろいろな騒音も入りますし、水質汚濁、いろいろなことが実は関連してくるのですが、そういうことに関する記述や検討が本当に少ないのです。ですから、そこら辺を今後、これは大変大きな問題だと思うのですが、そういう視点でも考えていただくということは、新しいそういう環境、生態系の評価をするようにということにもなりましたので、そこら辺の配慮というか検討をもう少しきめ細かくしていただく必要があるかなと思っています。

ちょっと長くなって恐縮です。これは私のコメントです。

○片谷審議会会長 では、池邊委員、お願いいたします。

○池邊委員 まさに今、小堀委員がおっしゃられたとおりのことを事務局とも事前に話しておりまして、今までの環境影響評価書にある場合には、鳥類ですとか昆虫類が何種認められて、それに対して貴重種がないとか、あるいはそれに対してこういう配慮をするという記述しかなくて、生態系という言葉が書かれていながら、いわゆる微生物から全体の生物に至るまでの循環的なものも含めて、そういう記述がない。

また、今、佐々木委員からもお話がありましたように、今回のものは工事中に一度土壌を戻すということになってはいますが、工事中に10m以上海水の土壌を掘削してトンネルを入れるという工事も伴いますので、そういった意味では、その間の生態系にかかわる影響というのは、今のところこの評価書案からだけではちょっと予測できない部分があるかなというところは少し懸念はしていたのですが、この点については、小堀委員から今コメントということでありがたい意見をいただきましたけれども、生態系にかかわる環境影響評価書の書き方、あるいは今後の調査の仕方に対する課題だと思っておりますので、今後とも引き続き、この案件にかかわらず検討を進めていくべきだと思っております。

以上でございます。

○片谷審議会会長 ありがとうございます。

今、複数の委員から御発言いただいた範囲内では、少なくともこの答申に何かを追加することがぜひとも必要という趣旨の御発言ではないわけですが、事務局としてはどういう対応をされますか。

○佐藤アセスメント担当課長 今、池邊委員の御発言にありましたが、実は先生と御検討した際にも、生態系について余り記載がないですねという御意見をいただいております。こちらの紫色の技術指針をご覧いただきたいのですが、106ページが生物・生態系の記載になってございます。

「2 生物・生態系の分類」ということで、調査項目としまして、大きく「(1)生物」「(2)生態系」を挙げてございます。こちらの評価書案もそうですが、生物につきましては、今回は陸上動物としまして鳥類と水生生物について、また生息環境ということは周りの状況、どんな土地の状況なのかというのは調査しておりますが、「(2)生態系」につきましては、特に今回は「イ 海域生態系」、こちらの部分について本来予測評価する部分があるのですが、ここの部分がちょっと内容が薄いという御指摘もいただいております。

こちらにつきましては、評価書案の中でちょっと記載が薄かったのですが、評価書の中でどれぐらいもう少し書き込めるかどうか、こちらについては事業者と調整いたしたい

と思います。

○片谷審議会会長 もしそういうことであるならば、1個意見を立てたらどうですか。別にこの場で答申に意見を1個追加するのはありですよ。

○佐藤アセスメント担当課長 はい、ここで検討することになっているので、追加することは可能です。

○片谷審議会会長 であれば、生物・生態系に(2)をつくって、水質汚濁と共通にしてもいいかもしれないですけども、どちらがいいですかね。個別の生物ではなく生態系の観点からの記述を追加することみたいなことを書いてもいいのではないかと思います。

○佐藤アセスメント担当課長 そうですね、先ほどの水質汚濁との関係がありますが、共通にするのは、生態系の部分ということであれば、(2)として追加は可能です。

この後、ここで決定いただきまして、実は答申という形で決定する必要があるのですが、その際に文章が決定していないと最終的な決定ができないという制約がございます。簡単な内容であればこちらで修正等を行いまして、ここで修正したものを委員の皆さんに御検討いただいといる形になるのですが、今くらいの案件になりますと、文章がすぐ出てこないということで、そうしますと、この総会で決定できないという懸念が出てきてしまうのですけれども。

○片谷審議会会長 今、事務局で案を作ってください、それを読み上げていただいて、承認を得ればできます。

○佐藤アセスメント担当課長 では、少々お待ちください。

○片谷審議会会長 今、事務局が案をつくっている間に、ほかの意見を伺っています。

時間がかかるようでしたら、ほかの議題を先にやりますので、後で戻ってそこだけ審議します。

○佐藤アセスメント担当課長 少々お時間をください。申しわけございません。

○片谷審議会会長 池邊委員、何かこうしたほうがいいのかという御発言はありますか。御担当の委員ですので、池邊委員の御意向を一番優先したいと思います。

○池邊委員 基本的には簡潔に、要するにシステムとしての生態系に関する記述を入れるという表現でよろしいかと思うのですが、今後やはり案件が東京都と国とかというものになっていますので、逆に言えば、今後の民間機関に対する模範的な意味でも、もし可能であれば本当に一文、短い文で構わないと思いますので、もし会長の御判断がそういうことであれば、事務局のほうでつくれるものであれば、また小堀先生はじめ、皆さんの合意が得られるよう

であればということで、無理にということではありませんので、よろしく願いいたします。
○片谷審議会会長 では今、事務局で至急検討していただくことにいたしまして、一旦ペンディングにして、ほかの御意見を承ります。

では、特にほかの御発言がないようでございますので、この追加案ができるまでの間、一旦この2番目の議題を中断いたしまして、次の諮問を先に進めることにさせていただきたいと思えます。

では、お手元の資料が行ったり来たりで複雑になりますけれども、一旦諮問に入らせていただきます。

では、諮問案件について、事務局から提案をお願いいたします。

○佐藤アセスメント担当課長 本日の資料の10ページの資料3、それから11ページの資料4、こちらが諮問文でございます。

こちらを2つ続けて朗読させていただきます。

27環総政第652号

東京都環境影響評価審議会

東京都環境影響評価条例（昭和55年東京都条例第96号）第50条の規定に基づき、下記事項について諮問する。

平成27年10月29日

東京都知事 舛添 要一

記

諮問第452号 「江東区有明北3-1地区開発計画」環境影響評価書案

続きまして、11ページの資料4を読み上げさせていただきます。

27環総政第607号

東京都環境影響評価審議会

東京都環境影響評価条例（昭和55年東京都条例第96号）第50条の規定に基づき、下記事項について諮問する。

平成27年10月29日

東京都知事 舩添 要一

記

諮問第451号 「（仮称）大手町地区D-1街区計画」環境影響評価書案

以上です。

○片谷審議会会長 ありがとうございます。

今、読み上げていただきました2件の諮問案件でございますけれども、まず1つ目の「江東区有明北3-1地区開発計画」環境影響評価書案につきましては、第一部会に付託させていただきます。

2番目の「（仮称）大手町地区D-1街区計画」環境影響評価書案につきましては、第二部会に付託させていただきますので、それぞれの部会での審議をよろしくお願いいたします。

というところで、案ができましたか。

○佐藤アセスメント担当課長 案ができました。

では、本日の資料の8ページをお開きください。こちらが生物・生態系になりますが、1、2に分けますと2の内容が薄くなってしまいますので、この生物・生態系の5行目の後に「また」という形で追加したいと思います。

では、案を今から読みますので、お願いいたします。

「また、生態系に係る説明が不足していることから、他の評価項目との関連も含めて記述すること。」という一文をつけ加えたいと思います。

こちらにつきましては、先ほど1番目の諮問、南北線のほうについてはこれでよろしいという御意見をいただいたのですが、一応内容的には同じですので、さかのぼりまして、資料1の南北線の生物・生態系につきましても、同様の一文を追加させていただきたいと思えます。

○片谷審議会会長 では、池邊委員、ただいまの文面の案はいかがでしょう。

○池邊委員 結構でございます。基本的には不足しているということで、記述としての不足

という理解でいいかと思しますので、調査等は十分にしているということでございますので、あとは他の項目との関連を含めてということで、システムとしての全体が書かれていればそれでよろしいのではないかと考えております。

以上でございます。

○片谷審議会会長 では今、事務局から追加の文案が提案されましたが、先ほど審議を一旦終了した件ですけれども、そちらもさかのぼりまして、両方の案件について同じ記述を追加するという事務局案でございますけれども、いかがでしょうか。

小堀委員もよろしいですか。

○小堀委員 はい。

○平手第二部会長 済みません、一点。改行されるのですよね。1件目のほうに載せると「またまた」になっちゃうから、改行していただいたほうがということです。

○佐藤アセスメント担当課長 そうですね。3ページのほうを見ますと、3行目に「また」がありますので、いずれも改行しながら入れたいと思います。

○片谷審議会会長 ありがとうございます。

では、御異論がほかに出ませんでしたので、一文追加するという案が御了解いただけただとということで、これで答申とさせていただきたいと思います。

では、「かがみ」の配付をお願いします。

(「かがみ」を配付)

○片谷審議会会長 では、答申書を読み上げていただけますか。

○佐藤アセスメント担当課長 それでは、読み上げさせていただきます。

27東環審第21号

平成27年10月29日

東京都知事

舛添 要一 殿

東京都環境影響評価審議会

会長 片谷 教孝

「(仮称)東京港臨港道路中防内5号線、中防外5号線及び中防外3号線道路建設計画」環境影

響評価書案について（答申）

平成27年5月28日付27環総政第210号（諮問第443号）で諮問があったこのことについて、当審議会の意見は別紙のとおりです。

別紙ですが、本日の資料に先ほど読み上げました部分を追加したものにしたと思います。以上です。

○片谷審議会会長 ありがとうございます。

では今、かがみを読み上げていただきました分と、先ほどの審議の中で別紙として読み上げていただいた内容に一文を追加するという御承認いただきましたので、1つ目の案件とあわせて、その追加した文面で答申をさせていただくことにさせていただきます。

ありがとうございます。

話が前後して恐縮ですが、先ほど諮問文を読み上げていただいた件につきまして、その諮問案件の概要を事務局から説明していただくことにいたします。

では、お願いいたします。

○宇山アセスメント担当課長 それでは1つ目、こちらはオレンジ色の「江東区有明北3-1地区開発計画」の環境影響評価書案、資料編ではなくて分厚いほうをご覧ください。

1ページ目から御説明させていただきます。

事業者の名称は、住友不動産株式会社。

対象事業の名称及び種類は、江東区有明北3-1地区開発計画。

種類といたしましては、住宅団地の新設と自動車駐車場の設置ということで、アセスにかかってございます。

対象事業内容の概略ですけれども、本事業は、江東区有明二丁目1番に位置する計画地に、住宅、商業、ホテル、サービスアパートメント、ホール、保育施設及び駐車場等を計画するものであるということで、下段の表に概要を記載してございます。

敷地面積が約10万7,200㎡。

延床面積が約46万5,000㎡。

最高高さは、こちらは住宅等で約120m。

住宅戸数は、約1,540戸。

駐車台数が、約3,770台。

工事期間としましては、第Ⅰ期としまして、3-1-A街区、3-1-B街区と3-1-C街区の駐車場棟を平成28年度～平成31年度に行いまして、第Ⅱ期としましては、残りの3-1-C街区商業等棟ということで、後ほどまた配置図等で御説明させていただきますけれども、第Ⅱ期につきましては、こちらを平成34年度～平成37年度に工事する予定でございます。

供用予定時期は、それぞれ平成31年度と平成37年度でございます。

続きまして、7ページ、対象事業の目的ですけれども、この有明北地区というのは都市再生特別措置法の「特定都市再生緊急整備地域」に指定されておりました、ビジネスや観光等の都市機能を充実させるとともに、居住機能の導入を推進する地域となっております。

それから、記載にありますような東京都や江東区のさまざまな計画において、臨海副都心の核となる地域として、居住機能を中心として、商業、業務、文化等の機能が複合した賑わいのある市街地を形成する地区と。それから一番下の図にありますけれども、こちらの図の南東に「計画地」となっているところですが、住・商・業務複合用地ということで位置づけられておりました、こういった位置づけを踏まえて、住宅と商業施設等、にぎわうような施設をつくるという計画となっております。

それでは、9ページの位置図ですけれども、中心の網かけとなっている部分が計画地でございます、間に区画道路を挟みまして、北側と南側の2つ計画地がございます。周辺は、南側が国道357号線と首都高速道路、東側が有明通り、西側が今、つくっております、こちらはもう供用されておりますけれども、将来的には虎ノ門等とつながる環状二号線、それからゆりかもめ、りんかい線等とかなり車、それから鉄道と囲まれているところで、そういった状況となっております。それから、南西側には有明テニスの森公園、南東側には東京臨海広域防災公園という公園もございます。

現状としては、基本的には更地でございます、一部時間貸しの駐車場として利用されてございます。

10ページが航空写真でございます。

11ページに基本方針としまして6つ挙げておりますけれども、(1)としましては、駅至近を活かした都市型住宅を整備するという、住宅にあわせて保育施設や商業施設をつくること。

それから、(2)としまして、有明北地区の賑わいの拠点となる商業・交流施設をつくるということで、ホテルですとかサービスアパートメント、それからホールといったものもつくりまして、商業施設を多く誘導しまして、賑わいの拠点をつくることとしてございます。

それから、まちの顔・玄関口となる賑わいのある広場の整備ということで、こちらはまた後ほど出てきますので、後ほど説明させていただきたいと思います。かなり広場等を多くつくる計画となっております。

(4)の歩行者デッキも後ほど図で説明させていただきますけれども、歩行者デッキをつくることによって、計画地の南側の有明駅、国際展示場駅、そういったところとの回遊性を強くするといったものを計画してございます。

13ページが配置計画図となっております。

まず、南側の細長い街区に住宅A棟、住宅B棟、住宅C棟、保育棟とありますけれども、こちらが33階、32階ということで高い建物になっておりまして、こちらは日影等の影響を低減するというので、南のほうに高い建物をつくってございます。

北側の街区につきましては、西から商業・ホテル棟、商業棟、駐車場棟等、商業等棟となっております、こちらが3-1-B街区、3-1-C街区でございます。

広場につきましては、北東広場ということで大きな広場、それから北西広場ということで、こちらは有明テニスの森駅からの動線を受けとめる広場、それから南側に南デッキ広場、北デッキ広場ということで、こちらは357号線の南側の国際展示場等との回遊性を高めるためにこちらに広場を設けると、あとはピンク色の線、こちらに歩行者デッキを設けまして、計画地の南から北に回遊できるようにするというので計画をしてございます。

次のページが断面図でございます。

それから、15ページが駐車場計画、各階平面図ということでございます。

16ページが、その上の階の2階、さらに7階、屋上となっております。

17ページが北西側から見た完成予想図です。南側には高い住宅等が建っておりまして、北側に商業等棟、手前に見えるのがホテルになる予定でございます。

25ページが緑化計画図でございます。先ほどの広場の配置とあわせて見ていただきますと、網かけになっているものが屋上緑化で、建物の周辺に植栽地ですとか、両方高木なのですが、緑が7m～8m、オレンジが5m～6mとなっております、赤く囲われているのは防風植栽でございます。かなり周辺に植栽を多くしまして、さらに歩道状空地もつくるといった、周辺の人々が歩きやすい、そういった計画となっております。

27ページが工事工程でございます。

まず、上の第I期、3-1-A街区から始まりまして、順次3-1-B街区、3-1-C街区は駐車場棟をつくりまして、41ヶ月、平成28年度～平成31年度を予定してございます。

下段の表は第Ⅱ期ということで、3-1-C街区の商業等棟ということで、こちらは平成34年度～平成37年度にかけて31ヶ月でつくる予定となっております。

41ページが環境影響評価の選定した項目及びその理由でございます。

図に示したような手順で選定を検討しまして、選んだのは大気汚染、騒音・振動、日影、電波障害、風環境、景観、自然との触れ合い活動の場、廃棄物及び温室効果ガスの9項目となっております。

42ページが関連表でございますけれども、この中で特に騒音・振動で、調査計画書の段階では、建設機械の稼働と工事用車両の走行、関連車両の走行の3つとしていたのですが、知事意見で、駐車場の利用台数が多いというのと、利用経路等が明らかになっていないのでということで、必要に応じて予測評価してくださいという意見をつけたのですが、これに応じて、やはり全て囲われているわけではなくて、車路等から音が外に出る可能性もあるということで、今回、駐車場利用車両の走行に伴う騒音ということで選定して予測評価をしております。

これ以外につきましては、調査計画書でお認めいただいたとおりのもとなっております。

43ページ、選択した項目及びその理由ですけれども、例えば大気汚染につきましては、工事の施行中に建設機械の稼働や工事用車両の影響があると。それから工事完了後においては、関連車両や駐車場車両、熱源施設もございまして、そういったものの排出ガスが考えられるということで、これらに伴う二酸化窒素、浮遊粒子状物質を選定をしております。

以下、記載のとおりでございます。

45ページが選択しなかった項目及びその理由ということで、先ほど申し上げました騒音の駐車場利用車両を追加したところ以外は、調査計画書で御説明させていただいたとおりとなっております。

有明北地区の説明は、以上でございます。

○片谷審議会会長 ちょっとお待ちください。もし御質問があれば、先に伺っておきたいと思いますが。審議は第一部会でこれから細かく見ていただくのですが、今日の段階で何か御質問がありましたら承ります。

町田部会長、お願いいたします。

○町田第一部会長 今のお話で、駐車場利用車両の走行に伴う駐車場の騒音ということで追加されたということなのですが、駐車場の騒音ということで、予測位置等は具体的にはなっ

ているのでしょうか。どの場所で予測するのか。駐車場という一文でここに書いてありますけれども。

○宇山アセスメント担当課長 駐車場は今、説明させていただいた中で、13ページの北側の街区の東側に10階建ての駐車場棟があります。こちらの車路等から音が出てくるというのと、例えば16ページをおめくりいただきますと、それぞれのフロアの一番東側、こちらが車路になっておりまして、こちらの車路も完全に密閉されているわけではないので、そこから音が出るということで、主にこの駐車場棟と商業等棟のスロープの部分に音源を設定して車を走らせまして、予測をさせていただきます。

○町田第一部会長 分かりました。

○片谷審議会会長 ほかに何か御質問ありますでしょうか。

小堀委員、どうぞ。

○小堀委員 多分第一部会で審議すべき、ちょっと詳しい内容になってしまうかもしれませんが、先ほどの屋上の緑化がかなり積極的にされると。最近は屋上緑化はちょっと問題の点もある。人に緑にしたのが全く見えないところが大部分で、東京、横浜のようなところは緑被率が大変低いので、これを増やすという意味での屋上緑化なのか、ここら辺をどういう意図があるのか。それから自然との触れ合い活動の場というところにはそういうことについては書いていないので、屋上緑化することは基本的には善だと思っておりますが、もうちょっとほかの方法があれば、例えば壁面緑化のほうが、はるかに人の見た緑の印象とか、そこら辺をやることはbetter than nothingだと思っておりますが、ちょっと面積もありますので、どういう根拠でこういう案にしたのかというのがもうちょっと分かると、それから評価の選定した理由のところにも含めていただければと思います。

○片谷審議会会長 今の件は、この42ページの表に反映されていないのですよね。

○宇山アセスメント担当課長 事業により創出される自然との触れ合い活動の場の持つ機能の程度ということで、ちょっとまた審議するときに御説明させていただきますけれども、一応入っております。こういった緑化ができるので、周辺の緑とあわせてネットワーク化していいものができますという記述があるので、実際の自然との触れ合いの項目の中にありますので、この件のときにしっかり御説明させていただくということでよろしいでしょうか。

○小堀委員 44ページの選定した理由のところには、そういう内容が具体的に書かれていないものですから。

○宇山アセスメント担当課長 こちらは、選定したものについては評価書案の中に詳しく書

いているので、こちらはさらっ書いてある。ほかの案件も大体そうなので、細かく評価書案に書いてあるということなので、またそれはこの件のときに御説明させていただきます。

○片谷審議会会長 よろしいでしょうか。

では、次の案件の概要について説明をお願いいたします。

○佐藤アセスメント担当課長 お手元にあります緑色の評価書案、こちらが「(仮称) 大手町地区D-1街区計画」の環境影響評価書案になります。

1ページをご覧ください。

今回の事業者の名称が三菱地所株式会社。

対象事業の名称及び種類ですけれども、「(仮称) 大手町地区D-1街区計画」。

事業の種類が高層建築の新築になります。

表3-1「対象事業の内容の概略」をご覧ください。

計画地の面積が約3万5,000㎡。

敷地面積が約3万1,400㎡。

建築面積が約2万1,900㎡。

延床面積が約68万㎡となっております。

建物の最高高さですが、今回建物としては4棟ございまして、A棟が約230m。B棟約390m。C棟は地下建築物になります。D棟は約65m。

駐車場台数が約750台を予定してございます。

工事予定期間が平成29年度～平成39年度。工期としましては、約126ヶ月を想定してございます。

供用予定ですが、それぞれの棟で異なっております。A棟が平成33年度、B棟とC棟が平成39年度、D棟が平成34年度を予定してございます。

5ページの対象事業の目的をご覧ください。現在の計画地ですが、高度成長期に国内初の民間による特定街区として整備されてございます。そのため、ここには都心部を支える地下ポンプ場・変電所・都市計画駐車場・首都高速道路のランプ等の都心インフラ施設が整備されてございます。しかし、これらにつきましては竣工から50年近くも経過しているということで、地下ポンプ場の更新の種地を確保しながら、計画地の民間建築物と変電所、首都高速道路と直結しました都市計画駐車場の更新・再構築を行うものでございます。

この計画地ですけれども、特定都市再生緊急整備地域の「東京都心・臨界地域(大手町、丸の内、有楽町)」に位置してございまして、地域整備方針では、高次の業務機能とそれを

支える高度な支援機能を備えた、金融を初めとする国際的な中枢業務・交流拠点を導入することが掲げられてございます。

これらを踏まえまして、本計画におきましては下水道ポンプ場や変電所、都市計画駐車場等の広域的な都市基盤施設の更新・再構築とともに、東京駅・周辺市街地を結ぶ地下歩行者ネットワークの整備を図るとともに、東京駅と周辺地域を結節するにぎわ・交流の広場空間を整備するものでございます。

7ページの計画地位置図についてですけれども、計画地はJR東京駅と東京メトロ東西線の大手町駅、東京メトロ半蔵門線三越駅前などに近接してございます。

また、南側に国道1号、西側に都道407号（江戸通り）、北側が特別区道千第104号（補助158号）、東側に都道405号（外堀通り）、こちらに面してございます。

8ページが航空写真でございます。

10ページが配置・建築計画でございますけれども、こちらにつきましては12ページの図とあわせてご覧いただきたいと思っております。

まず、計画地の東側にA棟、こちらが高さ約230m、南西側にB棟、こちらが高い建物で約390m、C棟がA棟とB棟の間になりますが、こちらが地下ということで、A棟とB棟を地下でつないでおります。北西側にD棟、こちらが高さ約65mとなっております。

13ページの断面予定図をご覧ください。こちらで「非業務」と書いてありますが商業施設、サービス施設等でございます。C棟の地下施設をご覧いただきたいのですが、地下1階、地下2階部分でA棟とB棟とつながってございます。その下に変電所をつくる予定でございます。

14ページをご覧ください。こちら断面図になりますが、D棟の下に下水道施設が整備される予定でございます。

15ページが外観イメージ図、北東からの鳥瞰でございます。

17ページが自動車動線計画でございます。

こちらですが、関連車両の出入口につきましては、計画地南側の一般国道1号への設置は避けまして、計画地東側の都道405号と計画地北側の特別区道千第104号、それと計画地西側の都道407号、こちらに出入口を設置する予定でございます。

18ページが荷捌き車両の動線でございます。C棟の地下2階部分を荷捌き車両が通行可能にすることによりまして、周辺道路を利用せずにA棟、B棟間の移動を可能にしてございます。

19ページが歩行者動線図でございます。壁面後退によりまして創出される歩道状空気を計画地周辺の歩道と一体的に整備しまして、歩行者空間を創出します。また、敷地中央部に整

備します大規模広場と建物内貫通通路を整備しまして、東京駅日本橋口から日本橋・神田地区への歩行者動線を強化いたします。

地下では、一般国道1号地下の大手町駅地下コンコースと接続することによりまして、地下のネットワークのバリアフリー化を推進する予定でございます。

23ページの緑化ゾーニング図をご覧ください。

この水色の部分が日本橋川でございます。これに沿いまして、黒点で囲まれた部分が「水と緑に満ちた憩いの空間」でございます。

こちらが22ページの図5.2-10にございますけれども、緑のネットワーク（大手町・丸の内・有楽町地区まちづくりガイドライン2014）の緑の丸で囲まれた部分になりますけれども、日本橋川沿いの水と緑のネットワーク、こちらの一部を担ってございます。

24ページの工事工程をご覧ください。工事につきましては、Ⅰ期工事が平成29年度～平成33年度、こちらがD棟とA棟の建設を行います。

Ⅱ期工事、平成34年度～平成39年度にかけまして、B棟を建設する予定でございます

Ⅰ期工事とⅡ期工事をあわせまして、C棟の改修を行う予定でございます。

28ページの土壌汚染調査についてです。本事業では、3,000㎡以上の土地の形質変更を行うことから、各棟の着工に先立ちまして「土壌汚染対策法」と「環境確保条例」に基づく届出など必要な手続を実施いたします。なお、これらの対応状況については、事後調査報告書で報告する予定としてございます。

39ページの環境影響評価の項目をご覧ください。本計画地ですけれども、東京都環境影響評価条例第40号第4項に規定します「良好な環境を確保しつつ都市機能の高度化を推進する地域」の中にあります。そのため、40ページの表6-1に示すとおり、大気汚染、騒音・振動、日影、電波障害、風環境、景観、史跡・文化財、こちらの7項目について影響評価を行う予定でございます

以上です。

○片谷審議会会長 ありがとうございます。

今、御説明いただきました案件の概要につきまして、何か御質問があれば承ります。

いかがでしょうか。

詳しい審査は第二部会でやっていただきますけれども、今日の段階で何か御質問があれば承ります。

小堀委員、どうぞ。

○小堀委員 質問が多くて恐縮ですが、第二部会のほうなので、私は審査のプロセスに参加できませんが、22ページの緑のネットワークをつくるというので、ここはそれぞれ区のほうも「水と緑に満ちた空間」ということを挙げておりますので、先ほどの生態系の評価を環境アセスに入れてほしいという私の希望を実現する一つの方法でもあるのですが、緑のネットワークは誰のためのネットワークなのかという目的を明確にしてほしい。人もあると思いますが、例えば水のネットワークは、中小のトンボは数キロは飛びます。そういうところへ水辺ができれば、トンボが飛んで行って、卵を産んで繁殖してというような、そういう生き物のネットワークができるわけですね。

ですから、言葉としてのネットワークはいろいろなところで使われているのですが、それがどういう生き物にとってのネットワークなのかという、先ほどの絶滅危惧種の鳥、こういうものもやはり生息できる環境は非常にどれも限られていますので、それに対するネットワークをつくらないと、本当の意味の生き物の生息地を、先ほど回復するとありましたが、機能しないというのがあるので、もう少し具体的な緑のネットワークが何のためなのかというところをここへ入れ込んでほしいなと思っています。

以上です。

○片谷審議会会長 事務局から何かコメントありますか。

○佐藤アセスメント担当課長 この項目は、先ほど言いました7項目ですので、項目検討はできないのですが、今、小堀委員の御指摘のありました点につきまして、例えば緑のネットワークの考え方ですが、東京都環境局自然環境部の出しております緑のネットワークにつきましては、まさに今、小堀委員の御指摘のとおり、ある程度の距離をおいて、鳥等が移動できる、虫等が移動できる、そういう虫たちの生態系を維持するという緑のネットワークの考え方がありますので、その辺のところをこの中で考えてみるのであれば、前半の説明部分に、まだ評価書案ですので、評価書の中に記載するように事業者と調整いたしたいと思います。

○片谷審議会会長 特定地域の案件ですから、生物・生態系や自然との触れ合いというのが項目に選定されていませんけれども、環境配慮の一部として、特にこの評価書案でも緑のネットワークというのは明示的に書かれていますので、それについてどういう配慮をしていくかということは、どこかで触れてもらうような形で反映させていただくということで、進めさせていただきます。

ほかはいかがでしょうか。

佐々木委員、どうぞ。

○佐々木委員 第二部会ですので、そこで議論すればよろしいのかもしれませんが、検討項目に入っておりませんので、水質汚濁と水循環に関して、すぐ近くの東京駅では、地下水が非常に多くて浮き上がらないように、現在立会川のほうまで持って行って、一応環境のためという使い方をしておりますが、今日拝見すると、かなり地下深くまで掘りますので、同じように地下水が出るということも想定されますので、万一そうした場合には、適切に環境にいいような形で利用するという点も御配慮いただければと思います。

○片谷審議会会長 ありがとうございます。これも予測評価項目には入りませんが、最大手のデベロッパーがつくられる建物ですから心配はないだろうとは思いますが、事務局からその辺の配慮も伝えておいていただけますでしょうか。

○佐藤アセスメント担当課長 分かりました。この案件ではないのですが、この近くに八重洲一丁目、二丁目の事業があるのですが、やはりそのとき東京駅の水の問題ということで、地下水の状況等を、評価書案には入れなかったのですが、調査をしていただいておりますので、この案件についても同様に考えたいと思います。

○片谷審議会会長 ありがとうございます。

ほかはよろしいですか。

森川委員、どうぞ。

○森川委員 先ほど八重洲の話が出たので教えていただきたいのですが、八重洲一丁目、二丁目はこの地区のそばで大きいビルが建てられますよね。第一部会のほうで審議ということになっていきますけれども、トータルでこういった大きい目を見た場合に、ここの審議はこの案件で単独で行うのだと思うのですが、そういう総合的な捉え方というのを事務局のほうでなさるのでしょうか。

○佐藤アセスメント担当課長 よく御質問される内容ですが、事業者が違えばそれはなかなかできないというのが現状です。では、この集中したところにビルをつくるに当たっての影響はどうなるかという、当然それは都市整備の観点から影響等を考えていただいているということで、評価書案の中で複数の異なる事業について評価するというのは、現状ではちょっと難しい状況になってございます。

○片谷審議会会長 これは特に民間事業ですから、余計に難しいところはありますね。

よろしいですか。

○森川委員 はい。

○片谷審議会会長 では、この案件概要の説明については以上とさせていただきます。

続いて、受理関係に進むことにいたします。

では、事務局から報告をお願いいたします。

○佐藤アセスメント担当課長 受理関係について御報告いたします。本日の資料の12ページ、資料5をご覧ください。環境影響評価調査計画書が1件、環境影響評価書案が先ほど説明しました2件、環境影響評価書2件、事後調査報告書1件、着工届1件を受理してございます。

それでは、受理報告につきまして担当から御説明させていただきます。

○宇山アセスメント担当課長 まず、お手元のブルーの余り厚くない冊子「（仮称）南町田計画」の調査計画書ということで御説明をさせていただきたいと思います。

こちらにつきましては、先日、1ヶ月ほど前になりますけれども、第一部会の委員の皆様にご文書諮問という形で送らせていただいたものでございます。

それでは、概要を説明させていただきます。

1ページ目、事業者の名称は、東京急行電鉄株式会社でございます。

対象事業の名称及び種類は「（仮称）南町田計画」。自動車駐車場の変更ということで、駐車場の規模でアセスにかかっている案件でございます。

対象事業の内容の概略ですけれども、本事業は町田市鶴間3丁目に位置する「グランベリーモール」というショッピングモールの改築、リニューアルに伴う自動車駐車場の増設を行うものということで、対象事業の概略ですけれども、表に記載のとおりです。

計画建物の概要としましては、中央街区と駅街区の2つ街区がございまして、中央街区には商業・駐車場棟とシネコン棟、シネコン棟につきましては既存のまま、建替えないでそのまま使う予定でございます。駅街区は商業棟と駐車場棟。

敷地面積は、約9万1,350㎡。

建築面積、延床面積は記載のとおりでございます。

店舗等の床面積としましては、約8万9,000㎡を予定してございます。

駐車場台数は約2,540台となっております。

工事予定期間は、平成29年5月～平成31年9月。

供用予定年月は、平成31年11月を予定してございます。

営業予定時間としましては、朝の7時から25時を予定してございます。

2ページの事業の目的ですけれども、今申し上げましたけれども、こちらの「グランベリーモール」というショッピングモールは2000年に開業しておりまして、当初は10年程度を想定した暫定的な施設であったのですけれども、開業後15年を経過して、本格的に再整備を行う

ということで、リニューアルする計画でございます。

3ページが位置図でございまして、町田市のかなり南側にありまして、西には大和市、東には横浜市がございまして。

計画地は、東急田園都市線の南町田駅に直結するような位置で、北側が駅街区、中央が中央街区となっております。それから、飛び地に駐車場が2ヶ所、街区がございまして。周辺につきましては、北側に一般国道16号線、東側に国道246号線、さらに東側、南東にかすかに東名高速道路と見えておりますけれども、かなり交通量が多い地域となっております。それから、計画地の西側には鶴間公園がございまして。

4ページが空中写真でございまして、これが現在のクランベリーモールです。中央あたりに商業施設がありまして、商業施設の周りに駐車場があるといった状況になってございまして。

6ページが配置図でございまして。こちらは青が駐車場棟となっております。あとは飛び地にも駐車場がありますけれども、今回は、先ほど見ていただいたとおり、当初は駐車場は周辺にあったのですけれども、今回は周辺の地域の気候とか騒音等も配慮しまして、真ん中に駐車場棟を持ってきてございまして、その周辺に商業施設をつくるといった計画になってございまして。

それから、お隣の7ページが断面図でございまして。

8ページ以降が平面図ですけれども、これはちょっとややこしいのですけれども、例えば8ページ、駅街区は1階で、中央街区は地下1階となっておりますけれども、こちらは高低差が多少ありまして、中央街区のほうが多少高いということで、駅街区は1階なのですけれども、中央街区は地下1階ということになってございまして。

以降、同様でございまして。

9ページにつきましては、駅街区の2階がちょうど南町田駅の改札が2階部分にあるということで、そのまま街区间デッキを通過して中央街区に行けるような、現状もそういった形なのですけれども、そういった計画となっております。

以降は、平面図がずらずらと続きまして、上のほうに駐車場を設ける予定となっております。

それから、16ページが駐車場計画、歩行者動線計画となっております。今申し上げましたとおり、中央街区の真ん中に約1,550台、シネコン棟、こちらは壊しませんけれども、こちらは約300台、それから駅街区の駐車場棟が約570台、飛び地のところに、こちらは平面ですけれども、約50台、約70台ということで駐車場がございまして。

お隣の17ページ、18ページが来店車両等の来店退店経路でございます。

21ページが施工計画ですけれども、こちらは全体で31ヶ月、仮設・解体から始めまして、基礎工事等を行って、31ヶ月で外構工事まで終わらせる予定でございます

22ページが、工事用車両の走行経路となっております。

かなり飛びますけれども、89ページが環境影響評価の項目でございます。こちらにも図の選定手順に従いまして項目選定を行いまして、選定した項目につきましては、大気汚染、騒音・振動、日影、電波障害、景観、自然との触れ合い活動の場、廃棄物及び温室効果ガスの8項目となっております。

90ページが関連表となっております。

91ページが、選定した項目及びその理由としまして8項目ありまして、こちらにも先ほどの有明北でも御説明しましたけれども、例えば大気汚染で言うと、こちらは解体も含まれますけれども、解体や建設機械の稼働工事用車両、それから工事の完了後には駐車場や関連車両があるということで項目を選定しております。以下に記載のとおり項目を選定したということでございます。

93ページの選定しなかった項目及びその理由ですけれども、選定しなかった項目につきましては、悪臭、水質汚濁、土壌汚染、地盤、地形・地質、水循環、生物・生態系、風環境、史跡・文化財の9項目でございまして、選定しなかった理由につきましては記載されておりでございます。

説明は以上でございます。

○佐藤アセスメント担当課長 続きまして、本日の資料の13ページをご覧ください。「都営村山団地（後期）建替事業」の環境影響評価書案審査意見書と、これに対しまして環境影響評価書はどのように対応したかの関連について御説明いたします。

大気汚染、騒音・振動、自然との触れ合い活動の場との共通項目に対する意見ですけれども、下の部分にあります。工事用車両の走行ルートを確認するなど、さらなる環境保全のための措置を検討し、より一層の環境負荷の低減に努めることという意見でございます。

続きまして、大気汚染のところをご覧ください。こちらの意見としましては、「計画地内に住民が居住する状態で工事の施行がなされることから、環境保全のための措置を徹底するなど」という意見でございます。こちらの灰色の冊子が都営村山団地（後期）の評価書でございます。こちらの145ページを御覧ください。

「表8.1.3-(2) 環境保全のための措置（予測に反映しなかった措置）」の部分に追加で項

目が足されております。

1つ目の箱、「建設機械の稼働に伴い発生する大気質の影響」の一番下の・のところ解体工事や土工事等の強風時における散水の実施等、必要に応じて適切な場所で粉じんの飛散対策を講じるということで、こちらが1つ目の共通意見、大気に対する追加の対応となっております。

また「工事用車両の走行に伴い発生する大気質の影響」の部分ですが、こちらが一番下の・の部分、工事用車両の走行ルートは、詳細な施工計画の検討に際し、各工事の実施区域ごとに、環境に配慮すべき施設の存在を考慮した最適な走行ルートを設定するというので、こちらが共通意見に対しまして追加されている事項でございます。

本日の資料13ページにお戻りください。「騒音・振動」についてですけれども、こちらの知事意見としましては、工事区域の敷地境界では騒音・振動の値が高くなっているということで、建設作業における騒音・振動による影響のより一層の低減に努めることという意見でございます。

こちらにつきまして、評価書の204ページをご覧ください。

こちらの「表8.2.3-1(2) 環境保全のための措置（予測に反映しなかった措置）」の部分に追加項目がございます。

上の部分の「建設機械の稼働に伴う建設作業騒音・振動の影響」に新たに追加されたものとして、下から2つ目の・の仮囲いの他にも除却工事においては防音パネル等を工事区域内に設置し、計画地内の居住者の生活環境に配慮するという対策が追加されてございます。

また、下の「工事用車両の走行に伴う道路交通騒音・振動の影響」の部分ですが、一番下の・が先ほどの大気と同じように、工事用車両の走行ルートについては、環境に配慮すべき施設の存在等を考慮した最適なルートしますというのが追加で入ってございます。

続きまして、本日の資料14ページをご覧ください。「水循環」です。こちらにつきましては、雨水浸透トレンチ、雨水ますを設置すると記載されていたのですが、具体的な記載がないので、記載するよという意見でございます。こちらも評価書の221ページをご覧ください。

「表8.3.3-1(1) 環境保全のための措置（予測に反映しなかった措置）」ですけれども、具体的な方法としまして、この計画は後期ですので既に中期の工事が終了しているのですが、中期計画における雨水流出抑制対策を継続し、ということで、具体的な方法として、現在実施されている方法を後期計画でも採用しますという記載になってございます。

こちらですが、資料編、薄いものになりますけれども、こちらの82ページをご覧ください。

82ページの図4.2.1と83ページの図4.2.2、こちらが中期計画で実際に行われております対策でございますが、まず図4.2.1をご覧くださいなのですが、透水性舗装を団地内の道路、歩道、駐車場とで実施してございます。それとあわせて、83ページの図4.2.2になりますが、浸透ますと浸透トレンチをつくりまして、浸透率を上げているということで、まず浸透トレンチですが、点線で囲まれているちょっと細長い四角がありまして、その中に黒い四角があると思うのですが、そのような形で浸透ますを設置する。これは中期計画のものでございますけれども、後期計画につきましてはまだ詳細計画が出ておりませんので、中期計画のこのような考え方をとりながら、浸透率を達成するという状況でございます。

評価書の221ページをご覧くださいなのですが、8.3.3-1(2)で「土地利用の変化による水循環への影響」ということで、ここに2つ目の・としまして「雨水浸透施設等については、機能維持等については、機能維持を目的として定期的な点検、清掃を行う」ということで、維持管理の項目を追加してございます。

本日の資料の14ページにお戻りください。「景観」につきまして、知事意見としまして、圧迫感軽減の効果について分かりやすく説明することという意見をつけてございます。

こちらにつきましては、評価書の283ページをご覧ください。こちらも具体的な方法としまして、今、中期計画でとられている対策を継続して実施するということで、写真が4つございますが、これが中期計画でとられた対策ということで、上の左の写真になりますが、建物を分散して空間を確保している。また、その右になりますが、壁面の分節及び敷地境界との距離を確保することによって圧迫感を軽減させている。さらに下の左側になりますが、団地中心部に高層住宅を配置ということで、こちらは評価書21ページをご覧ください。

21ページに鳥瞰図があるのですが、これで大体高さが分かるかなと思うのですが、計画地のほぼ真ん中にカマキリ公園という空き地があるのですが、その東側、南側、計画地の中心部のほうに比較的高い、10階～13階の住宅が建っている。敷地境界付近につきましては大体6階建ての建物が多いということで、中心部に高層住宅を集めるという対策をとってございます。

では、283ページにお戻りください。下の右になりますが、計画地の周辺には植栽を行うことによりまして、圧迫感を軽減するという対策をとる、この部分を具体的に記載してございます。

続きまして、本日の資料14ページにお戻りください。「自然との触れ合い活動の場」につ

きましては、カマキリ公園を整備するに当たって整備方針を明らかにするという事と、計画地にできた在来種を選定して公園を整備してくださいという意見でございます。

これにつきまして、評価書の306ページをご覧ください。真ん中部分になりますが、「5) 予測結果」の部分で、下から3行目になりますが、公園の整備方針については、「武蔵村山市第二次みどりの基本計画（平成25年3月）」等に基づき、既存の公園や緑地のみどりの連続性や歩行者ネットワークに配慮した緑化を行うということで、こちらの武蔵村山市の基本計画の中に、公営住宅の緑化の推進という項目がございます。この中で、都営村山団地の公園について記載されておりまして、それが既存の公園、緑地等のみどりの連続性について東京都と協議していくという方針でございます。したがって、これに基づきまして、事業者は市と協議しながら、ネットワーク等に検討していくという形でございます。

また、この基本計画の中では公園の整備という項目もありまして、再整備に当たっては、生物の生態を考慮した樹木との植栽形態を検討することということを述べられておりますので、こちらの基本計画に基づいて適切な植栽を行うことが考えられます。

また、8.7.3-1(2)の下の部分「自然との触れ合い活動の消滅の有無又は改変」で、植栽に当たっては、「植栽時における在来種選定ガイドライン」等を参考に、計画地に適した在来種等を選定するという項目が新たに追加されてございます。

本日の資料の15ページにお戻りください。廃棄物としまして、3つの意見がつけられてございます。

1つ目はアスベストの状況についてということで、評価書の309ページをご覧ください。「③ 特別管理廃棄物の状況」ということで、調査結果等について具体的に記載がございます。

中期事業における既存建築物の除却におきまして、特別管理廃棄物に該当する飛散性アスベストは確認されていないということで、本事業でも飛散性アスベストは存在しないと考えてございます。ただ、アスベスト含有成形板、ベランダ等で隣接との境に使っているものですが、こちらについては飛散性アスベスト廃棄物に区分されております。こちらにつきましては、飛散性アスベストとは別に「アスベスト成形板対策マニュアル」に基づいて適切に処分する予定でございます。

廃棄物につきましては、本日の資料の15ページの2番目と3番目があるのですが、まず2つ目としまして、発生量の算出に当たりましては、村山団地が既に工事を行っているので、それをベースに考えなさいということと、3番目としまして、廃棄物につきまして、分別が困難なものについても再資源化を行うと書いてあるが、それについて難しいのではないかという意

見でございます。

この2つについて、資料編の106ページをご覧ください。「(2)除却工事に伴う建設廃棄物」ということで、こちらが中期計画の実績をもとに排出原単位をつくってございます。

107ページ、「(3)建設工事に伴う建設廃棄物」ということで、こちらも中期計画の実績に基づきまして発生原単位を算出しまして、108ページをご覧ください。その発生原単位を使いまして、実際の発生廃棄物を予測してございます。

表7.2.2をご覧いただきたいのですが、下から2つ目の箱になりますが、アスベスト（非飛散性）につきましましては、発生原単位から予測しまして、約120t発生する予定でございます。

また、表7.2.3をご覧いただきたいのですが、このその他の部分がコンクリート塊とかを含んで廃棄がなかなか困難なものになってくるのですけれども、こちらにつきましましては評価書案では約1,815tの発生だったものが約324tということで、分別を徹底することによってその他の量を減らしてございます。

評価書案に対する意見と評価書に対する関連については以上です。

○宇山アセスメント担当課長 続きまして、16ページの「産業廃棄物（埋設廃棄物等）処理施設建設事業」の評価書について御説明をさせていただきます。

こちらは、大気汚染、騒音・振動等に委員の審査意見が出ておりまして、まず順番に大気汚染から御説明させていただきます。

こちらにつきましましては、施設の稼働に伴う大気汚染の長期評価において、評価の指標を下回るのですけれども、寄与率が高かったのでさらなる保全措置をとるという意見に対しまして、右側の評価書の記載内容としましては、自主管理目標を遵守するため、埋設廃棄物等の受け入れ判断は、事前情報及びサンプルを入手し、必要に応じて検査・分析を行い、受入可否を判断するというので、訳の分からない物を入れないで、しっかりと事前に判断をして適正に処理するものだけをしっかりと入れるということでございます。

それから、日々の処理状況、定期の排ガス測定結果等を記録し、処理計画に従った施設の運転管理を行うことということで、まずこちらは無計画に受け入れるのではなくて、計画的に適正に処理できるように受け入れて、計画的にやっていくということを記載してございます。

続きまして、騒音・振動ですけれども、こちらは計画地周辺の道路交通騒音は、現況でも環境基準を超えているので、より一層の騒音の低減に努めてくださいという意見に対しまし

て、評価書では搬出入車両は全て事前に登録した車両のみとし、その運転者全員に対し、事前に安全運転教育を実施して、環境保全のための措置を周知すること、それから、運行管理システムを導入して搬出入車両の集中及び渋滞を緩和するという一方で、混んでいる時間とか、集中して搬入しないように最適な運行管理することなどを保全として追記をさせていただきます。

それから、2番目の低周波音ですけれども、こちらは「建具のがたつき閾値」を上回る周波数帯が若干あったということで、隣接して住宅はございませんけれども、事業場があるので、事後調査結果を踏まえて、必要に応じて保全措置を検討することという意見に対しまして、こちらは事後調査結果を踏まえて、必要に応じて設備機器に対する防音対策を検討することを追記をさせていただきます。

それから、お隣の17ページで、水質汚濁、水循環共通ということで、こちらは当初、雨水流出抑制対策として、透水性部材を積極的に採用するという計画だったのですが、こちらは汚染土壌を扱う施設なので、雨水の地下浸透によって地下水の水質に影響を与えないよう対処することという意見に対しまして、評価書では敷地内の地表面の施工について、地下浸透につきましては敷地の周囲に緑地を設けるのですが、そこだけとしまして、それ以外は雨水等が地下浸透しない舗装として、そこに降った雨水につきまして、まだ協議中と聞いておりますけれども、関係機関、大田区等と協議を行った上で適正に処理した上で放流するといったことを、水質汚濁の202ページ～204ページ、それから水循環の234ページ～236ページに追記をさせていただきます。

水質汚濁ですけれども、こちらは当初、評価書案においては、地下水の水質については汚染させないということを記載していたのですが、こちらは埋立地でありまして、実際の地下水の調査の結果ですと、東京湾の潮汐と地下水が同期しているということが見られましたので、公共用水域への影響も懸念されるので、東京湾の水質及び底質についても、とりあえず現況が分からないと事後調査でも分からないということで、現況を明らかにすることと、必要に応じて予測・評価を行うことという意見に対しまして、実際に184ページ、185ページに計画地南側の海域で水質及び底質の現地調査を行っておりまして、その調査結果を追記いたしました。あわせて、地下水に影響を及ぼさないということだけではなくて、公共水域にも影響を及ぼさないということを予測・評価として追加をさせていただきます。

廃棄物につきましては、こちらは建設発生土、建設汚泥廃棄物の再資源化率について、「東京都建設リサイクル推進計画」の平成22年度の目標値を用いていたので、実際に事業をやる

平成27年度の目標値に基づいて改めて予測することという意見に対しまして、評価書の265ページ、266ページに記載がありますけれども、こちらはしっかりと平成27年度の目標値に基づいて、改めて予測をしてございます。

2番目としまして、処理済物の再資源化について、当初は脱水汚泥だけ最終処分をして、それ以外は全て再資源化するという評価書案だったのですが、もっと難しい不燃系の廃棄物とかもありますので、どうするのか具体的に説明することという意見に対しまして、やはり実際には脱水汚泥だけではなくて、不燃系廃棄物の一部ですとか、通常の汚泥も全てリサイクルできないということで、そちらは最終処分場に持っていくといったことを環境保全の措置等に記載してございます。

「産業廃棄物（埋設廃棄物）処理施設建設事業」の説明は以上でございます。

続きまして、最後に18ページの事後調査報告書になります。

「菱光石灰工業株式会社八王子砕石工場（第一工場・第二工場）採掘区域拡張事業」ということで、こちらはお手元の製本されていないホチキスどめの資料、ちょっと分厚いものですが、こちらの3ページ的位置図をご覧いただきたいと思います。

中央やや上の網かけの部分が計画地でございます。こちらで砕石事業を行っております、場所は、南東方向に中央自動車道と圏央道八王子ジャンクションがありまして、こちらから北側に八王子西ICを降りて行くところ、八王子市に計画地がございます。

それでは、本日の資料の18ページにお戻りいただきまして、事業の種類は土石の採取。

規模としましては、事業区域面積は約145万㎡、採掘区域はそのおよそ半分程度、年間採取岩量は125万6,500t/年、採取期間は平成12年度から18年間ということで、総採取岩量は2,261万7,000tとなっております。採取方法は露天階段採掘法、生産品目としては砕石骨材でございます。

今回は、工事の施行中その5ということで、大気汚染、騒音、振動、水質汚濁、地形・地質、陸上植物の6項目の事後調査を行っております。

事後調査結果の内容ですけれども、まず「1 大気汚染」としましては、(1)環境大気は降下ばいじんの事後調査を行っておりまして、4地点で行いましたが、2地点、事業区域内と区域周辺で予測結果を上回っております。区域周辺、区域内のところのB-4につきましては、こちらの菱光石灰工業の影響というわけではなくて、実際に評価書の後にバスの転回スペースというものができておりまして、そこをバスや一般車両が通行することによって粉じんを巻き上げられたのではないかとございまして、降下ばいじんにつきましては、環境基

準はございません。

それから、(2)沿道大気ですけれども、こちらは事後調査結果は、期間平均値で浮遊粒子状物質が $0.010\text{mg}/\text{m}^3\sim 0.022\text{mg}/\text{m}^3$ 、二酸化いおうが $0.002\text{ppm}\sim 0.003\text{ppm}$ 、一酸化炭素 $0.3\text{ppm}\sim 0.4\text{ppm}$ 、二酸化窒素が $0.014\text{ppm}\sim 0.019\text{ppm}$ ということで、いずれも予測を下回ってございます。あわせて7日間平均値ということで、参考ですけれども、環境基準と比較したものにおきましても、全て下回ってございます。

続きまして、「2 騒音」。(1)発破に伴い発生する発破の騒音レベルでございますけれども、発破騒音レベルにつきましては、敷地境界で48dB、最寄り民家で40dBであり、ともに予測結果を下回ってございます。なお、環境確保条例に基づく規制基準も下回っております。

実際には火薬量を減らしたということもあって、発破の音はほとんど聞こえなかったということで、当時の環境騒音がこちらに記載されてございます。

(2)重機の稼働により発生する重機の騒音レベルということで、敷地境界で朝42dB、昼間47dB、最寄り民家で朝40dB、昼間41dB、いずれも予測結果を上回っております。予測結果は30dB未満ということで、非常に音が小さいというか、実際に作業しているところと調査地点の間に山がありますので、ほとんど聞こえないという状況で、こちらにも実際には重機の音はほとんど聞こえなくて、調査地点が沿道にあったということで、道路交通騒音の影響と考えるとしてございます。規制基準につきましても下回ってございます。

(3)ダンプトラックの走行により発生する道路交通騒音レベルにつきましては、夜間36dB～37dB、朝44dB～62dB、昼間42dB～60dBということで、こちらはダンプの台数がかなり下回っているということで予測を下回ってございます。

なお、環境基準と比較をしますと、ST-1、2という2地点で上回ってございます。こちらは環境基準が L_{Aeq} へ改正されて以降、上回り続けているのですけれども、ダンプの数は半分以下等になっておりまして、ダンプの影響だけではなくて、他の事業者ですとか、一般車両の影響ということで、もともと交通量が多いところですので、そういった影響ではないかということですが、あわせて今後もしっかり騒音低減対策をやるということを記載をしております。

それから「3 振動」につきましては、(1)発破に伴い発生する発破の振動レベルということで、敷地境界45dB、最寄り民家42dBということで、ともに予測結果、規制基準を下回ってございます。

それから、お隣の19ページ、(2)重機の稼働により発生する重機振動レベル、敷地境界及び

最寄り民家ともに全時間区分で25dB未満であり、予測結果を下回って規制基準も下回ったという状況でございます。

(3) ダンプトラックの走行により発生する道路交通振動レベルですけれども、夜間26dB～30dB、昼間33dB～41dBで、一部の地点で予測結果を4dB程度上回っている地点がございますけれども、ちょうど調査地点の近傍にちょっと古いマンホールのふたがありまして、そこにちょっと段差がありまして、その影響ではないかということでございます。規制基準につきましては下回ってございます。

「4 水質汚濁」ですけれども、(1)通常時及び降雨時の放流河川（山入川）におけるSS（浮遊物質）濃度ということで、こちらは調査地点（R-1～3）がございますけれども、それぞれSS濃度は、通常時で1以下～23mg/L、降雨時で1mg/L～28mg/Lということで、予測結果と同程度または下回ったとしてございます。

それから、(2)降雨時の底質の巻き上げに伴う河川水中の有害物質濃度ということで、事後調査結果は、鉛が0.0004mg/L、砒素が0.0002 mg/L、総水銀が0.000001mg/Lということで、いずれも予測結果と同程度か下回っており、環境基準も下回っているということでございます。

それから、「5 地形・地質」ですけれども、採掘している場所において斜面の崩壊等の発生、亀裂等の不安定な箇所、また落石・転石の発生は確認されなかった。それから、崩壊等の発生による土砂の流出も確認されなかったということで、あわせて、採掘斜面については、通常基準では60°ということになっておりますけれども、より厳しい平均傾斜45°に、残壁上部の風化帯は35°以下の緩傾斜に形成し、植栽や法面保護工等を実施していることから、斜面の安定性は確保され、土砂の流出もほとんどないとしてございます。

最後に「6 陸上植物」です。こちらは、緑の量の予測をしておきまして、当初92.4haを予測していたのですが、調査結果は91.1haで、おおむね予測結果どおりでありましたけれども、若干少なくなっておりますので、これにつきましては長いスパンの事業ですので、今後しっかり植栽を行って、最終的にはちゃんと追いつくようにしっかり予定どおりやるということでございます。

苦情につきましては、いずれもなしということでございます。

説明は以上でございます。

○片谷審議会会長 ありがとうございます。

予定された終了時刻になっておりますけれども、御質問、御意見がありましたら承ります。

では、坂本委員どうぞ。

○坂本委員 菱光の事後調査で、まずダンプトラックの発生騒音なのですけれども、予測に比べて低くなったにもかかわらず環境基準を上回っているところがよく分からなくて、この詳しいほう、44ページを見ると、量的に合致しないというか、ちぐはぐなところがあるような気がして、44ページにダンプトラックの走行により発生する道路交通騒音レベルのことが書かれていて、上のほうに予測値との比較で、14dB～15dBも低いと書いてあって、その理由を交通量が4分の1になったからと書いてあるのですけれども、交通量が4分の1になっても騒音レベルは6dBしか下がらないのですね。交通量が減ると速度が一般的には上がるので、6dBまでは下がらないはずなのです。それにもかかわらず、下のほうを見ると環境基準は上回っている。データを見ると、6dBぐらい上回っているのですね。その理由として、台数が20%に減っていると書いてあるのですけれども、20%減ると7dB減るはずなのですよ。にもかかわらず6dBも上回っているというところがよく分からなくて、その原因が、定量的に考えると究明されていないのではないかなと思います。

それで、菱光は今後もかなり長期間にわたって事業が続くのですよね。環境基準をこれだけ超えているという状況が続くのはよろしくないと思うので、対策につなげるためにも、原因究明をもうちょっと定量的にやられたほうがいいのではないかなと思いました。

○宇山アセスメント担当課長 44ページのまず上のほうは、旧環境基準というか、 L_{50} の数字でございまして、かなり台数が減っているというのは事実なのですけれども、考え方としては、もともと大分環境基準を上回っているような状況がスタートとしてありまして、それはこの菱光も原因がありますし、ここはほかの採石場もありますので、ほかの採石場ですとか、一般の車両もたくさん通っています。ただ、もともと高かった、環境基準をかなり超えたところからダンプの台数が減ったので、デシベルとしては下がっているのですけれども、まだ環境基準を下回るまでにはいっていないのでということで、ちょっとちぐはぐになっております。こちらの44ページの下にも書いてありますけれども、一応周辺の出荷事業者、砕石業者がたくさんありますので、そういったところと今後もしっかりやりとりをして、市とも話をしてしっかりとやっていくと言っておりますので、そういったものが今後事後調査で出てくると思いますので、しっかり把握してまいりたいと思います。

○坂本委員 協会さんがあるのですよね。協会があるようなので、単一の事業体だけではなくて、ほかと協力して、その低減のための努力をしていただきたいと思います。

○片谷審議会会長 ほかはいかがでしょうか。

よろしいですか。

森川委員、どうぞ。

○森川委員 ちょっとばいじんのことで、予測結果を上回った地点が2つありますよと書いてあって、区域の周辺、外側のほうではこういう理由ですよとあるのですけれども、その事業区域内のほうの上回った理由はどこにも書いていなくて、何かお聞きになっているのですか。

○宇山アセスメント担当課長 こちらのホチキスどめの資料の24ページをご覧くださいなのですが、採掘区域内の話だったので、採掘区域内の現況として測って、周りに影響を与えていませんという意味の数字なので、区域内はいいのかなと思ってこちらには転記はしていないのですが、24ページを見ていただきますと、上から3行目にB-1（事業区域内）では、安全と効率の観点から出荷物の配置替えを行って、よく貯石する場所が近くになったので上回ったと考えられると。続きまして、風下側となる敷地境界、または220m離れたところでは予測以下となっているので、大きな影響は及ぼしていないという結論づけをさせていただきます。

○森川委員 分かりました。

○片谷審議会会長 どうしてもこういう事業はポイントがだんだん動いていくので、なかなか予測の条件どおりの操業にはならないということがありますので、そういった影響だろうと推定ができますね。

ほかにいかがでしょうか。

これだけ分厚い事後調査報告書が出てくるのも割とめずらしいので、事業者としてはかなり力を入れてやっておられると想像できますけれども、先ほどの坂本委員の御指摘も含めまして、引き続き十分な環境保全のための取り組みをしていただくようお願いください。

では、ほかに特に御発言がございませんようでしたら、本日の総会の議事はこれで閉じさせていただきますと思います。ありがとうございました。

では、傍聴人の皆様、事務局が御案内いたしますので、順次御退室をお願いいたします。

（傍聴者退室）

（午後0時12分閉会）